

## その権利、譲渡しちゃって大丈夫？

### 【物語編】

葵の家。直哉がPCに向かって打ち込んでいる。

直哉が二人に向かって

直哉「よーし、じゃあ、こんなもんでどうかな？」

香澄「うん、いいんじゃない？なかなか面白いと思うよ。猫ジャンプチャレンジ！ このときの、みいちゃん表情、最高だよ。」

葵「そうそう、90cm になってからの飛びたくないっていう表情と動作が、なんか尊くて目が離せないし。もうこれで、応募しちゃえば？」

動物おもしろかわゆい動画コンクールの応募要項を確認している直哉。

直哉「そうだろ、そうだろ？こんな映像、もうこの先、撮れないよお。」

はぁ～。入選 10 万円かぁ。もし入選したら～何買おうかな～（夢見心地の様子）」

直哉にねだる、香澄と葵。

香澄「もし入選したら、私にはスイーツお願いね！」

葵「私には夕食ごちそうしてね。」

直哉「おうよ、おうよ！ みいちゃんにも好物買ってやって～」

考え込む香澄

香澄「でも、いつもの直哉だったら、こんな動画取れたら、即、SNS にアップしてバズらせるんじゃないの？ コンクールに応募しちゃっていいの？」

香澄に応募要項を見せながら説明する直哉

直哉「え、だって、これ！ 10 万円だよ、10 万円！ まずはコンクールに応募して、その結果がわかった後にだって、俺の SNS にアップできるし～。動画は腐るもんじゃないからね。」

香澄「本当に大丈夫？ 著作権の譲渡とか、どうなってるの？」

直哉「著作権？ 譲渡?? え、どういうこと？」

## 【解説編】

葵の家。

天の声・男性「直哉くん・・・コンクールの応募要項は読んでいますよね？」

直哉「はい、もちろん。入選が10万円で、佳作が1万円・・・」

香澄「直哉、今はその話ではなくって。著作権に関する応募要項上の表記のことですね？」

直哉「あ、ええと。」

「著作権の扱い」と書かれている項目を発見する直哉。

直哉「うん？ あ、これかな。なにになに～

『入選作品は、当サイトより公開されます。入選作品は応募日以降、また当サイトに公開されない佳作等その他の受賞作品は応募日以降1年間を経過するまでに限り、一般社団法人 アクシース短編動画制作協会に著作権を譲渡することを応募者は承諾したものとします。』

・・・ええっと・・・これってどのように解釈するといいいんですか??」

天の声・男性「直哉くん、今回の動画の著作権者は直哉くんです。応募の際には、しっかり著作権の処理について確認してから応募しましょう。

そうしないと自分の作品を、意図せず使えなくなってしまうこともありますよ。」

直哉「ええ～！」

葵「どういうことですか？」

天の声・女性「私がお答えします。まず、皆さんは著作権には著作財産権と著作者人格権があることは以前に学びました。ここで、著作財産権は他者に譲渡することができます。つまり、権利の一部を他者に譲り渡すことができるのです。単に著作権と書いてある場合には著作財産権を意味します。」

葵「今回の応募要項に書かれている「著作権の譲渡」とは、どのように関係するのですか。」

天の声・女性「葵さんは以前、涼太さんに頼まれて、イラストを提供したことがありましたよね。」

葵「ああ、オープンキャンパスのものでしたね！ はい。あれは、パブリックドメインで誰でも使ってよいという形で、涼太先輩にあげちゃいました！」

天の声・女性「そうでしたね。でも、もしも、相手が涼太くんではなく、どこかデザイン会社から請け負った場合はどうでしょうか。葵さんがイラストを提供することによる金銭的な対価がある場合を少し考えてみましょう。

これは業務委託契約書の例です。

葵さんに依頼を行うデザイン会社の方では目的があってイラストを依頼しますので、その目的に沿えるような契約を行う必要があります。

例えば、イラストの対価を支払うので、著作権は譲渡してくださいね、という契約や、著作権の一部を使わせてくださいね。という契約の形があります。」

葵「なるほど・・・著作権をすべて譲渡してしまうか、一部の権利を許諾するかという違いが

あるんですね。著作権をすべて譲渡してしまったら、そのイラストの権利者は私じゃなくなるから、私が自由に使えなくなる、ということですか？」

天の声・女性「はい。そういうことになります。」

直哉「今回の動画コンクールの場合はどうなっているのですか？」

天の声・男性「今回のコンクールでは、入選作品はサイトで公開されると書かれています。つまり、入選作品については公衆送信を行うことが確定しているのです。公衆送信は、本来、著作権者の権利ですから、第三者である今回のコンクール主催者が、著作権者から公衆送信の許諾を得るか、もしくは公衆送信権を譲渡してもらう必要が生じます。」

香澄「なるほど。それで今回の応募の処理では、入選作品とそれ以外の受賞作品の扱いを変えていて、入選作の著作権は全て譲渡、佳作などは1年間だけ譲渡、入賞しなかったら、権利は著作権者に戻ってくるという感じなんですね。」

天の声・男性「香澄さんは、著作権の譲渡という点に着目していて流石でしたね。」

香澄「はい、実は、先輩に、論文を投稿した際の著作権の扱いについて聞いたことがあって、そのときに、著作権の譲渡について勉強したことがあったんです。」

葵「へえ、私たちも著作権の譲渡について知っておくことが大事なのかあ。」

天の声・男性「確かに大学にいと論文を執筆したり、論文が掲載されたりしますから、著作権の譲渡についてはしっかりと学んでおくとういすね。さて、今回のようなコンクールでの著作権の扱いは、れっきとした契約の内容になります。自分の大切な著作物の扱いはしっかり確認した上で、コンクールに応募するようにしてください。」

直哉「は、はい。もう一度、応募要項を読み直してから決めたいと思います。」